

# 富士市新環境クリーンセンター整備運営事業

## 落札者決定基準

平成28年4月

富士市



## 1. 総則

富士市新環境クリーンセンター整備運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、富士市が発注する富士市新環境クリーンセンター整備運営事業（以下「本件事業」という。）に係る総合評価一般競争入札に適用するものとし、総合評価方式により落札者を決定するための方法及び手段等を示す図書である。

なお、本件事業を実施する民間事業者の選定等、必要な事項を審議及び審査するための組織として、富士市新環境クリーンセンター整備運営事業総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置しており、落札者決定基準は審査委員会の意見を踏まえて富士市が決定したものである。

## 2. 落札者選定の手順等

### （1）落札者選定の手順

総合評価の手順は図1に示すとおりであり、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札方式に基づき落札者の選定を行う。

なお、本件事業の総合評価一般競争入札の実施にあたっては、富士市建設工事総合評価競争入札要領に従うものとする。

### （2）落札者選定のスケジュール

表1 本件事業の入札スケジュール（予定）

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| 入札公告                     | 平成28年4月26日       |
| 募集要項（第1部）の公表             | 平成28年4月26日       |
| 募集要項（第1部）への質疑の提出         | 平成28年4月26日～5月9日  |
| 募集要項（第1部）への質疑への回答        | 平成28年5月12日       |
| 総合評価一般競争入札参加申込書類の提出      | 平成28年5月16日～5月17日 |
| 資格審査結果の通知                | 平成28年5月20日       |
| 募集要項（第2部）の配付             | 平成28年5月20日       |
| 技術提案説明会・現場見学会の開催         | 平成28年6月上旬        |
| 募集要項（第2部）への質疑の提出         | 平成28年5月20日～6月16日 |
| 募集要項（第2部）への質疑への回答        | 平成28年6月23日       |
| 技術提案書及び見積書の提出            | 平成28年6月30日～8月5日  |
| 確認事項の通知                  | 平成28年10月上旬       |
| 技術提案書に関するヒアリングの実施        | 平成28年11月上旬       |
| 改善指示の通知                  | 平成28年11月上旬       |
| 改善後技術提案書及び改善後見積書の提出      | 平成28年11月中旬       |
| 改善後技術提案書及び改善後見積書の確認結果の通知 | 平成28年12月上旬       |
| 入札実施の通知                  | 平成28年12月上旬       |
| 入札書の提出と開札                | 平成28年12月中旬       |
| 落札者の決定・公表                | 平成29年1月上旬        |

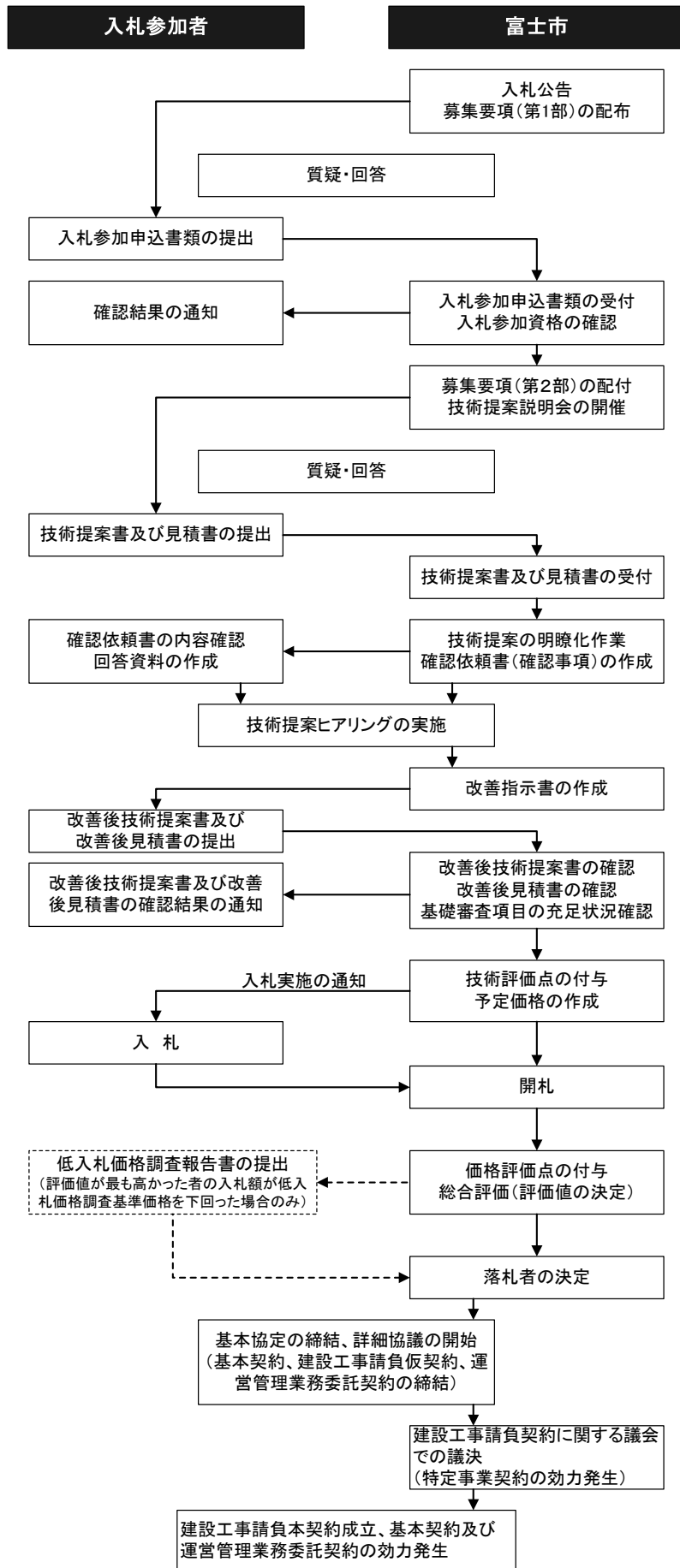


図1 落札者選定の手順

### 3. 落札者の決定方法

本件事業の入札に参加する資格があると確認された者（以下「入札参加者」という。）から、募集要項に基づき提出される技術提案について技術評価を行い、技術評価点を付与する。また、入札価格については価格評価点を付与する。

技術評価点と価格評価点の合計点を評価値とし、建設工事と運営管理業務の別に定める予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。なお、評価値の満点を100点とし、技術評価点と価格評価点には各々60点、40点を配点する。

#### （評価値の計算方法）

|  |
|--|
| $\text{評価値（100点満点）} = \text{技術評価点（60点満点）} + \text{価格評価点（40点満点）}$ |
|--|

評価値が最も高い者が2者以上あるときは、建設工事と運営管理業務の入札価格の合計額が低い者を落札者とし、同額である場合は、くじ引きを行って落札者を決定する。ただし、その価格が低入札価格調査の対象となるときは、落札の決定を保留し、調査を実施のうえ落札者を決定する。この場合において、適正な履行を確保するために、評価値が最も高い者以外の者を落札者とすることがある。

### 4. 技術評価方法

入札参加者より提出される技術提案について技術評価を行い、技術評価点を付与する。

#### （1）基礎審査項目

基礎審査項目の項目と評価の視点・方法については表2に示すとおりとする。基礎審査項目の技術評価は、入札参加者が提出する技術提案書が募集要項（第2部）に基づいた技術提案であることを確認することが目的であり、技術評価点は付与しない。技術提案の内容が基礎審査項目に示す項目を一つでも満たしていない場合は入札参加資格を失うものとする。

ただし、技術提案の内容が基礎審査項目に示す事項を満足しない場合、または疑義等がある場合は、当該技術提案を提出した者に対して確認依頼書（確認事項）による明瞭化作業を実施した後、必要に応じて技術提案の改善を指示することがある。

表2 基礎審査項目※

| 項目      | 小項目        | 評価の視点・方法   |
|---------|------------|--|
| 技術提案書全般 | 技術提案書全般    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●技術提案書全般について、提案内容に齟齬や矛盾がないことを確認する。</li> <li>●技術提案書が指定様式や作成要領に従った構成であることを確認する。</li> <li>●富士市が別途発注する緩衝緑地造成工事、環境学習・環境啓発業務及び余熱利用体験棟運営管理業務との取合いや事業区分を適切に理解しているか確認する。</li> </ul>                        |
| 工事計画    | 工事計画       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●工事計画について、建設工事発注仕様書に指定する計画概要、設計施工指針が適切に反映されているか確認する。</li> <li>●全体工事工程が建設工事発注仕様書に示す手順、工期が満足されているかを確認する。</li> </ul>   |
| 工事仕様    | 敷地造成工事     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地造成工事に関して、適切な実施設計方針が示されているかを確認する。</li> <li>●提案された敷地造成計画について、本件事業における土地利用規制、地盤や埋設物、利便性等の要件が適切に配慮されているかを確認する。</li> </ul>  |
|         | プラント機械設備工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各設備装置機器の設計仕様が、建設工事発注仕様書に指定する仕様、設計の考え方を満足しているか確認する。</li> </ul>  |
|         | 土木建築工事     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●仮設設備、建築物、車両動線等、建設工事発注仕様書に指定する各施設・設備が適切に計画配置されているか確認する。</li> <li>●設計仕様が建設工事発注仕様書に指定する仕様、設計の考え方を満足しているか確認する。</li> <li>●本件施設の環境啓発施設である修理・再生棟と余熱利用体験棟の提案内容が、建設工事発注仕様書に示す要求事項を満たしているか確認する。</li> </ul> |
| 運営管理業務  | 運営管理業務計画   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●運営管理体制について、要求水準書を踏まえて適切に計画されているか確認する。</li> <li>●運営管理業務全般について、要求水準書を踏まえて適切に計画されているか確認する。</li> <li>●業務全般について、富士市と民間事業者の業務区分を適切に理解しているか確認する。</li> </ul>   |
| 事業全般    | 事業全般       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業概要説明書等に示すリスク分担と考え方に齟齬がないこと。</li> </ul>   |

※ただし、入札参加者による独自の追加的提案があった場合は、募集要項に照らし合わせて、富士市の要求する水準を満たすか否かの判断を行う。必要に応じて明瞭化作業等により確認する場合がある。

## (2) 技術評価項目

技術評価項目の項目、評価の視点、各評価項目得点の付与方法と配点は表3に示すとおりである。

### ① 技術評価項目と整備基本方針等の関係

富士市新環境クリーンセンター施設整備基本計画（平成25年1月）で策定した「整備基本方針」は、本件施設の計画・設計・施工・運営管理の全般にわたる指針として機能す

るものである。技術評価項目は整備基本方針を参考に設定した。

## ② 技術評価項目の考え方

技術評価項目は、建設工事発注仕様書に定める設計指針（建設工事仕様書 第2章 第1節）等を参考に、富士市が特に期待する優れた提案（工夫）を誘導する評価項目を設定するものとした（表3参照）。

なお、評価項目欄のうち「●」の項目は定性評価、「○」の項目は定量評価又は定性評価と定量評価の併用により評価を行う項目である。

表3 技術評価項目の構成と配点

| 評価大項目/評価項目                       | 配点    | 評価の視点  |
|----------------------------------|-------|--|
| 整備基本方針に係る評価<br>『安全、安定、安心を約束する施設』 | 計:96点 |  |
| ●配置動線計画と受付指導業務計画                 | 12    | ・敷地利用や維持管理性を考慮した施設配置計画、安全に配慮した円滑な車両動線、受付指導業務の業務水準を高める工夫等について、優れた提案がなされているか。              |
| ●地域環境保全に配慮した施工計画                 | 15    | ・工事車両通行や現地施工に伴う地域環境の負荷を軽減するための地域環境保全に配慮した施工計画と環境監視計画について、優れた提案がなされているか。                  |
| ●地域環境保全に配慮した設計と施設運営              | 15    | ・排ガス基準値を確実にかつ定期的に遵守するための設備計画及び運営管理上の施策、環境影響調査に基づく環境保全上の配慮について、優れた提案がなされているか。             |
| ●安定、安全と維持管理に配慮した設計と施設運営          | 18    | ・日常的な点検と緊急時対応の初動を十分に考慮した動線、トラブルへの未然防止と事後対策、安定した運転計画について、優れた提案がなされているか。                   |
| ●長期安定稼働と長寿命化への対応                 | 18    | ・安心・安全で故障が少なく長期にわたる安定稼働と長寿命化を考慮した設備計画及び維持管理計画について、優れた提案がなされているか。                         |
| ●将来きたる大災害に強い施設                   | 18    | ・過去の大震災を教訓とし、且つ将来想定される大震災に備えた強靱な施設計画の他、大規模災害発生時を想定した機能確保と運営管理業務における支援について、優れた提案がなされているか。 |
| 整備基本方針に係る評価<br>『もったいないを育む施設』     | 計:60点 |  |
| ●資源循環機能                          | 12    | ・資源循環としての役割と機能を考慮した配置動線計画と運営管理業務計画、最終処分量の最小化について、優れた提案がなされているか。                          |
| ●環境学習・環境啓発機能                     | 24    | ・修理再生棟及び啓発設備の整備内容と効果的な提案、環境学習・環境啓発業務に対する支援体制について、優れた提案がなされているか。                          |
| ○焼却廃熱の有効利用                       | 24    | ・売電量と売電収入の最大化に向けた取り組みと工夫について、優れた提案がなされているか。  |

表3 技術評価項目の構成と配点

| 評価大項目/評価項目                 | 配点    | 評価の視点  |
|----------------------------|-------|--|
| 整備基本方針に係る評価<br>『地域に融和する施設』 | 計:66点 |  |
| ●外観デザイン                    | 18    | ・建物及び外構施設の外観デザイン並びに景観・緑化計画が、「富士市景観条例」及び「富士市景観計画」に配慮し、環境との調和、地域との融和、富士山との融合を目指した「安全と安心を約束する資源循環パーク」として相応しい、優れた提案がなされているか。 |
| ●余熱利用体験機能                  | 24    | ・余熱利用体験棟の整備内容と効果的な提案、余熱利用体験棟運営管理業務に対する支援体制について、優れた提案がなされているか。  |
| ●緑地計画・緩衝緑地配置計画             | 12    | ・敷地全体の緑化計画や敷地デザインについて、整備基本方針を具現化した優れた提案がなされているか。   |
| ●情報公開と市民参画を通じた信頼性の確保       | 12    | ・情報公開と開かれた事業実施への積極的な取り組みについて、優れた提案がなされているか。  |
| 事業実施方針に係る評価                | 計:78点 |  |
| ●事業実施体制                    | 18    | ・事業を円滑且つ効果的に実施するための充実した実施体制と体制を構築するための工夫について、優れた提案がなされているか。  |
| ●建設工事工程の確実性                | 12    | ・設計・製造・施工品質を犠牲にすることなく工期を必達させるための施工方法及び工程管理手法について、優れた提案がなされているか。  |
| ●リスクマネジメントとモニタリング計画        | 9     | ・本件事業特有のリスクの洗い出しと対応策、及びセルフモニタリング計画について、優れた提案がなされているか。  |
| ●富士市事業への支援                 | 9     | ・富士市が行うモニタリング業務への支援体制、業務委託期間終了に際しての支援内容について、優れた提案がなされているか。   |
| ○地域経済への貢献                  | 24    | ・市内企業や地域人材の活用等の地域経済貢献に資する取り組みについて、優れた提案がなされているか。   |
| ●その他有効な提案                  | 6     | ・民間事業者が提案する事業内容を強化・補完する提案内容であり、優れた提案がなされているか。  |
| 技術評価項目得点(合計)               | 300点  |  |

### ③ 評価方法と考え方

技術評価項目の審査にあたっては、入札参加者が提出する技術提案書のうち技術評価項目に対応した技術評価項目提案書を審査の対象とする。

技術評価項目提案書の評価は、評価項目毎にその評価を設定した狙いに即して評価するものとする。評価項目の評価方法は、相対評価により技術提案の優劣を評価するものとし、以下に基本的考え方を整理する。

なお、技術評価項目の評価、技術評価項目評点の付与にあたっては、技術審査委員会の審議結果に基づいて行うものとする。次のア及びイの計算に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点第三位以下を切り捨てとする。

ア 定性評価を行う評価項目については、次の五段階による評価を基本とする。



| 評価 | 判断基準                  | 点数化     |
|----|-----------------------|---------|
| A  | 「特に優れる」又は「高い効果が期待できる」 | 配点×1.00 |
| B  | 「AとCの中間程度」            | 配点×0.75 |
| C  | 「優れる」又は「効果が期待できる」     | 配点×0.50 |
| D  | 「CとEの中間程度」            | 配点×0.25 |
| E  | 「発注仕様書や要求水準と同程度」      | 配点×0.00 |

イ 定量評価を行う評価項目については、最良の技術提案値に配点の満点、他の技術提案値に最良の提案値に対する割合に応じて点数を付与する。

#### ④ 技術評価点の計算方法

技術評価点は、評価項目得点の合計に応じて次の計算方法により付与する。技術評価点の満点は60点とする。なお、技術評価項目得点及び技術評価点の算出に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点第三位以下を切り捨てとする。

(技術評価点の計算方法)

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times \frac{\text{技術評価項目得点の合計}}{300 \text{ 点}}$$

## 5. 価格評価点の計算方法

価格評価点は、建設工事と運営管理業務の価格を合計した入札価格に応じて以下の計算方法により算出する。ただし、価格評価点の算出に際しては基準額を設けるものとし、基準額未満の入札があった場合は、イの計算方法に従い価格評価点を付与する。イの計算方法に従う場合、基準額未満の入札価格には満点の40点を付与するものとし、複数の応札者の入札価格が基準額未満であった場合も同様に当該応札者の全てに40点を付与する。基準額については、「富士市新環境クリーンセンター整備運営事業低入札価格取扱要領」に基づき建設工事と運営管理業務の別に定める調査基準価格の合計額とする。なお、価格評価点の算出に際して小数点以下の数字が生じた場合の端数処理は、小数点第三位以下を切り捨てとする。

(価格評価点の計算方法)

ア 全ての入札価格のうち最低入札価格が基準額以上の場合

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$$

イ 全ての入札価格のうち最低入札価格が基準額未満の場合

$$\text{価格評価点} = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{基準額}}{\text{入札価格}}$$

※イの場合、基準額未満の入札価格には満点の40点を付与する。

## 6. その他

### (1) 予定価格

予定価格は入札参加者の技術提案書並びに見積書を参考に設定するものとし、参考とする技術提案書等についての総合評価審査委員会の意見を踏まえて決定する。なお、予定価格は、建設工事と運営管理業務の別に設定する。

予定価格については事後公表とする。

### (2) 調査基準価格と低入札価格調査

調査基準価格は「富士市新環境クリーンセンター整備運営事業低入札価格取扱要領」に従って建設工事と運営管理業務の別に設定するものとし、調査基準価格は事後公表とする。

落札者決定基準と総合評価結果に基づく評価値が最も高い者の建設工事と運営管理業務の入札価格のいずれかが建設工事と運営管理業務の別に定める調査基準価格を下回るときは、落札の決定を保留し、該当する者に対して低入札価格調査に必要な資料の提出を指示する。

低入札価格調査に係る資料の提出を指示された者は、富士市が指示する資料を作成し、富士市が指定する期日までに提出しなければならない。なお、低入札価格調査に係る資料を期日までに提出しない場合は落札者としての資格を喪失する。

以 上